

# ◆中間検査指定拡大に伴う改訂比較表

(別紙1)

【中間検査対象建築物】 [指定拡大前]

	対象用途	対象規模
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上の階にあるもの ・客席の床面積が200㎡(屋外観覧席にあっては、1,000㎡)以上のもの
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、 <u>下宿、共同住宅、寄宿舎</u> 、その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上の階にあるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上の階にあるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上の階にあるもの ・左欄の用途に供する部分の床面積合計が、3,000㎡以上のもの



【中間検査対象建築物】 [指定拡大後]

	対象用途	対象規模
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上の階にあるもの ・客席の床面積が200㎡(屋外観覧席にあっては、1,000㎡)以上のもの
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、 <u>下宿、共同住宅、寄宿舎</u> 、その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上の階にあるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上の階にあるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上の階にあるもの ・左欄の用途に供する部分の床面積合計が、3,000㎡以上のもの
(5)	一戸建て住宅(住宅の用途以外の用途を兼ねるものを含む)、 <u>長屋、共同住宅、下宿、寄宿舎</u>	・左欄の用途に供する部分の床面積合計が50㎡を超えるもの又は2階以上の階にあるもの

拡大

**(適用除外)**

- ① 法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む建築物 → 階数3以上のRC共同住宅
- ② 法18条に規定を受ける建築物 → 計画通知によるもの

**(適用除外)**

- ① 法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む建築物 → 階数3以上のRC共同住宅
- ② 法第18条に規定を受ける建築物 → 計画通知によるもの
- ③ 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等である建築物
- ④ 住宅に品質確保の促進に関する法律第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、当中間検査の特定工程に相当する箇所の工事完了時に検査を行い、評価方法基準に適合することが検査報告書により確認できるもの
- ⑤ 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物
- ⑥ 法第85条第5項の許可を受けた建築物(小規模なものに限る。) → 仮設建築物

◎追加

# ◆中間検査指定拡大に伴う改訂比較表

(別紙2)

【指定する特定工程及び特定工程後の工程】

【指定拡大前】

	主な構造	特定工程	特定工程後の工程
ア	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事
イ	鉄筋 コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋(プレキャストコンクリート版にあつては接合部)工事	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート版にあつては接合部)を覆うコンクリートを打設する工事
ウ	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事



【指定する特定工程及び特定工程後の工程】

【指定拡大後】

	主な構造	特定工程	特定工程後の工程
ア	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事
イ	鉄筋 コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋(プレキャストコンクリート版にあつては接合部)工事	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート版にあつては接合部)を覆うコンクリートを打設する工事
ウ	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事
エ	木造	小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事(枠組壁工法及びプレハブ工法にあつては小屋組工事及び耐力壁の工事)	壁の外装工事及び内装工事、その他小屋組及び構造耐力上主要な軸組(枠組壁工法及びプレハブ工法にあつては小屋組及び耐力壁)を覆う工事

拡大